

第4回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年5月25日(木)午前9時00分から午前11時00分

2. 開催場所 川西町中央公民館403号室

3. 出席委員(10名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 黒澤 一利

委員 1番 高橋 睦子、2番 鈴木 秀男、3番 後藤 満良、4番 新野 勝廣、
5番 佐々木 一宏、6番 新野 庄右エ門、7番 船山 マサエ、8番 高橋 孝博

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第5号 農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告
について

第 5 議 第 17号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 6 議 第 18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第 7 議 第 19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第 8 議 第 20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(使用貸借権の設定)

第 9 議 第 21号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第10 議 第 22号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可決定について
(使用貸借権の設定)

第11 議 第 23号 農地転用に伴う事業計画変更申請に対する意見について

第12 議 第 24号 農用地利用集積計画に対する決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野 正則、事務局長補佐 佐藤 紀子、主事 須貝枝里子

主事 原田 恭兵

6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦勞様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきた
いと思います。よろしく願います。

会長 大沼藤一

今回の総会は案件が多くありますが、スムーズな議事進行にご協力いただくようお願い申し上げます。あいさついたします。

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

それでは、ただ今より第4回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。5番佐々木一宏委員、6番新野庄右エ門委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐並びに原田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

議長 大沼藤一

日程第4、報告第5号、農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告についてを上程いたします。事務局の報告を求めます。

主事 須貝枝里子

資料の1ページをご覧ください。報告第5号、平成29年5月1日農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告について。川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。

所有権の移転。4月申し出件数8件、田17,112㎡、畑1,204㎡。個人への調整決定9件、田17,112㎡。畑1,204㎡。所有権の移転合計9件、田17,112㎡、畑1,204㎡。利用権の設定。4月再設定件数26件、田160,770.11㎡、畑1,348㎡。4月申し出件数2件。田3,656㎡。個人への調整件数2件、田3,656㎡。利用権設定合計28件、田164,426.11㎡。畑1,348㎡。利用権の移転、4月利用権移転合計3件、4,390㎡。なお、詳細については、後ほどの農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第5、議第17号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

12ページをご覧ください。議第17号農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は4件です。

(議第17号1番から4番について朗読により説明)

以上です。

議長 大沼藤一

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を受理することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第6、議第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

13ページをご覧ください。議第18号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は1件です。

(議第18号1番について朗読により説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番について、議席8番 高橋孝博委員より報告願います。

8番 高橋孝博委員

番号1番について、5月16日に渡部推進委員と私で現地確認をしました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大のための所有権移転です。譲受人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないと思われます。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第7、議第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

14ページをご覧ください。議第19号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から農地法施行令第3条の規定により、賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。通知件数は4件です。

(議第7号1番から4番について朗読により説明)

以上です。

なお、本件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。はじめに番号1番の件について、議席6番 新野庄右エ門委員より報告いたします。

6番 新野庄右エ門委員

番号1番について、5月13日須貝推進委員が現地調査をしました。貸し直し、経営規模拡大のための申請です。借入人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a当たり●●円は妥当と判断します。

議長 大沼藤一

次に、番号2番について、8番高橋孝博委員より報告願います。

8番 高橋孝博委員

番号8番について、5月14日竹田推進委員と私が現地調査をしました。経営縮小、経営規模拡大のための申請です。賃借人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないと思われます。ただ、土地が入り組んでいるので注意が必要だと思います。農地の状況からみて10a当たり●●円は妥当と判断します。

議長 大沼藤一

次に、番号3番について、4番新野勝廣委員より報告願います。

3番 新野勝廣委員

番号3番について、5月19日内山推進委員が現地調査をしました。賃借人は、認定新規就農者であり、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a当たり●●円は妥当と判断します。

議長 大沼藤一

次に、番号4番について、2番鈴木秀男委員より報告願います。

2番 鈴木秀男委員

番号4番について、5月1日竹田推進委員が現地調査をしました。今回の申請は、賃借人が体調不良により耕作できないとのことであり、経営規模縮小、経営規模拡大のための申請です。賃借人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a当たり●●円は妥当と判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第8、議第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

16ページをご覧ください。議第20号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の使用貸借権の設

定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は2件です。

(議第20号1番及び2番について朗読により説明)

なお、本件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
番号1番について、本職より報告いたします。

10番 大沼藤一委員

番号1番について、5月24日牛谷推進委員が現地調査をしました。今回の申請は新規就農者である借人が経営規模拡大に伴い、祖父の農地を借り受けるため、また、祖父が引き続き、経営移譲年金受給継続するための申請です。借人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないものと思われま

議長 大沼藤一

次に番号2番について、4番新野勝廣委員より報告願います。

4番 新野勝廣委員

番号2番について、5月19日内山推進委員が現地調査をしました。今回の申請は、借り人が認定新規就農者として営農するための親子間の使用貸借の設定であります。借り人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないものと思われま

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

(質問なし)

議長 大沼藤一

日程第9、議第21号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)を上程いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

17ページをご覧ください。議第21号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地を転用したいとの許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第21号1番について朗読により説明)

県知事に送付する意見書の流れに沿って説明します。工事計画は、許可後着工し、平成30年3月末日で完了する計画です。

農地区分は農振農用地区域内の「第1種農地」と判断されます。葬祭ホールが657㎡、駐車場134台分で2,010㎡、総面積が7,208㎡であります。資金については、自己資金でまかなう計画です。土地改良区の意見書も提出されております。

場所の選定については、JAが新たに葬祭センターの建築計画する際に、優先的に小松地区内での建設を検討したが、面積確保困難、買収価格高騰等により断念した経過があります。そのうえで利用者の利便性を最大限考慮し、また、他地区からの集客を見込んだ場合、中心地域からは若干はずれるものの、既に町道及び主要地方道が整備されている同地が、JA組合員の要望に応えることができる唯一の場所であるとの決定にいたったようです。転用目的については適当であると考えます。

以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。3番後藤満良委員より報告願います。

3番 後藤満良委員

番号1番について、平成29年5月16日 新野勝廣委員、私と事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、千松寺公民館北側の「田」であります。周辺の農地への影響はないと思われまます。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

議長 大沼藤一

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第10、議第22号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(使用貸借権の設定)を上程いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

18ページをご覧ください。議第22号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地を転用したいとの許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第22号1番について朗読により説明)

県知事に送付する意見書の流れに沿って説明します。工事計画は、許可後着工し、平成29年9月末日で完了する計画です。農地区分は農振農用地区域内の「第1種農地」と判断されます。現在は米沢市のアパート暮らしの借り人が家族で住む住宅を実家のそばに新築する計画です。資金については、借入れ金でまかなう計画です。土地改良区の意見書も提出されております。転用目的については適当であると考えます。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。3番後藤満良委員より報告願います。

3番 後藤満良委員

番号1番について、平成29年5月16日 新野勝廣委員、私と事務局で現地調査をしました。申請の土地は、周辺の農地への影響はないものと思われま

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

議長 大沼藤一

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第11、議第23号 農地転用に伴う事業計画変更申請に対する意見についてを上程いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

19ページをご覧ください。議第23号農地転用に伴う事業変更申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う事業変更したいとの許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第23号1番について朗読により説明)

当初事業計画者は、自営する工場を移転するため転用許可を得たが、経済状況の変化や立地場所の再検討等により、事業が頓挫しておりました。今回の申請は、当初事業計画者より土地を譲受け、1階にコインランドリー、フィットネスルーム、2階3階はアパートという建物を建てる計画です。

以前、農地転用許可が出ているため、白川土地改良区からは除外されております。資金については、借入れで賄う予定です。転用目的については適当であると考えます。

以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。3番後藤満良委員より報告願います。

3番 後藤満良委員

番号1番について、平成29年5月16日 新野勝廣委員、私と事務局で現地調査をしてきました。ナウエルの農道を挟んだ南側です。

申請の土地は、転用許可済み農地でありますので、現況は盛土されておりました。

周辺の農地への影響はないものと思われまます。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

2番 鈴木秀男委員

本件は、アパートの建設によって西側の田が日照不足になることが予想されるため、西側の耕作者の同意がなければ、農業委員会として許可相当の意見を出すのは難しいと思う。今回は保留とすべきと考える。

議長 大沼藤一

本件について、次回まで保留することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については次回まで保留といたします。

議長 大沼藤一

日程第12、議第24号 農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

はじめに議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で整理番号7436番は議席5番佐々木一宏委員が理事となっている農地所有適格法人に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって当該法人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、議席5番佐々木一宏委員については、当該法人に関する案件については、室外に退席といたします。

議長 大沼藤一

それでははじめに整理番号7436番の件について審議に入りますので、議席5番佐々木一宏委員は室外に退席願います。

事務局の説明を求めます。

主事 須貝枝里子

議第24号 農用地利用集積計画に対する決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定をもとめる。

20ページです。(議第24号本文及び28ページ整理番号7436番について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件について、質問を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7436番について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。

議長 大沼藤一

佐々木一宏委員の復席を求めます。

議長 大沼藤一

次に決定いただきました整理番号7436番を除いた各案件について事務局の説明を求めます。

主事 須貝枝里子

21ページです。(整理番号7436番を除き、整理番号7402番から7441番までについて朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件について、質問を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7436番を除いた各案件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。よって、本案件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

議長 大沼藤一

これもちまして、第4回川西町農業委員会総会を閉会いたします。